

# 国民健康保険税減免（新型コロナウイルス感染症関連）判定簡易フロー

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った。

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主な生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で会社都合の離職をし、雇用保険受給資格者証の「12. 離職理由」の欄に「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかの番号が記載してある。

いいえ

世帯の主たる生計維持者の、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が前年と比べて10分の3以上減少する見込みである。

※減少する収入の種類の前年の所得が0円の場合は減免対象外のため「いいえ」に進んでください。

はい

はい

世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下である。

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の「前年比10分の3以上の減少見込みの収入にかかる所得」以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

いいえ

はい

いいえ

## 新型コロナ関連の税減免の対象

申請により、国民健康保険税の全額が免除されます。

申請により、国民健康保険税の一部が減額されます。

## 新型コロナ関連の税減免の対象外

※新型コロナ関連の税減免の対象外の場合でも、会社都合での離職の場合は、非自発的失業にかかる保険税の軽減制度により保険税を軽減します。